

〔研究ノート〕

フランスの中学（コレージュ）
における憲法教育

大津尚志

1 はじめに

フランスの中学（コレージュ，11～15歳）においては，4年間にわたって週約1時間が公民に割り当てられていて，憲法については主としてその時間で学習をする。

学習指導要領（programmes）において，教育内容の大綱が定められている。その大単元は【図】のとおりである。

【図】フランスの中学公民科カリキュラム

学年	大単元
1	学校の意味／人の権利と義務／生活、環境の限界に直面する責任
2	平等／連帯／安全
3	自由と権利／フランスにおける司法／人権とヨーロッパ
4	市民、共和国、民主主義／共和国の権力の組織／政治的・社会的市民性／民主主義の討論／防衛と平和

ここでは，フランス1958年憲法及びその前文で確認されている1946年憲法前文，1789年人権宣言について，どのように教えられているのであろうか。その内容と特徴を憲法が登場する大単元ごとに，主としてフランスの学習指導要領⁽¹⁾と Hachette 社の教科書⁽²⁾を基にして，以下に見ることとする。

2 フランスの憲法教育

フランスの中学における憲法教育は，まず第1学年の最初の「学校の意味」で「教育をうける権利」について学習することからはじまる。生徒にとって最も身近な権利から出発することになる。1946年憲法前文13段落「国家は子ども，大人に教育，職業訓練，文化への平等なアクセスを保障する。すべての段階における無償，非宗教的な公教育の組織は国の義務である。」が教科書の巻末に収録されている。教育を受ける権利が保障されるまでに至っ

た歴史的過程について学習する。1833年ギゾー法によりすべてのコミューンに小学校を設置することが義務付けられたこと、1881年からフェリー法によって小学校が義務、無償、非宗教的となったこと、そして1948年世界人権宣言第26条（教育を受ける権利）から1989年の子どもの権利条約（第28条で初等教育は無償、義務）に至るまでについてが登場し、教育を受ける権利がすべての人の権利へと至ったことが説明される。フランスの公教育が採用している価値、原理として非宗教性（ライシテ）に関しては信教の自由などとの関係で詳しく説明される。

続いて、「人の権利と義務」では、市民の権利と義務についての学習である。フランス市民には、「法を尊重する」「納税する」「社会保障費を支払う」などの義務があると同時に、「自由」「法の下での平等」「保護される」などの権利があることが教えられる。1789年人権宣言第1条「人は自由かつ権利において平等なものとして生まれ、生存する」、第4条「自由とは他人を害さないすべてのことをなすうることにある。」が登場する。権利についての学習の一環で、1958年憲法第3条「選挙人は法律に定めるところにより、両性の民事上、政治上の権利を有する成年フランス人とする」が登場し、選挙権、選挙制度について学習すると同時に、フランスが民主主義国家であることを学ぶ。ここでの「政治的市民性」の学習は、中学における市民性と結びつけて行われる。中学において生徒代表の選挙が行われること、代表の役割といったことと連動される。

第2学年「平等」においては、1958年憲法第1条「フランスは不可分、非宗教的、民主的、社会的な共和国である。出身、人種、宗教に差別することなくすべての市民に法の前の平等を保障する。」の文言から「『不可分、非宗教的』の語の意義を考えなさい。」「憲法はすべての人の平等をどのように保障しているのでしょうか。」という問いが出される。ここでいう「すべての市民の法の前の平等」は、「形式的平等」と基本的に理解され、民族的マイノリティを特別に優遇することは意味しない。一方で「平等」は社会生活や日常生活における「差別の拒否」と同時に教えられる。

「連帯」では日常生活における連帯（生徒同士の助け合いなど）、フランスにおける連帯（国による社会保障など）、国際社会における連帯（発展途上国の援助など）について学習する。1946年憲法前文「国家は個人、家族にその発展にとって必要な条件を保障する。国家はすべての人々、とりわけ子ども、母、老齢の労働者に健康の維持、物質的保障、有職と余暇を保障する。年齢、身体、精神的状態、経済的状况を理由として労働できないすべての人々は生存にとって必要な手段を公共団体から得る権利を有する。」が社会保障を教える文脈で登場する。

第3学年「自由と権利」では、人権について詳細に学習する。1946年憲法前文の「フランス人すべての人に人種、宗教、信条の区別なしに、譲渡できない神聖な権利を有することを宣言する。1789年人権宣言により認められた人及び市民の権利と自由、共和国の諸法律の根本原理を厳粛に再確認する」にはじまり、「良心の自由」「表現の自由」「私生活を尊重される権利」「往來の自由」「宗教の自由」「政治的・社会的権利」「労働に関する権利」などが登場する。例えば「思想・宗教の自由」であれば、1789年人権宣言第10条、1948年世界人権宣言第18条といったテキストから、「寛容の原理」「差別されることなく、意見や宗教を選ぶ自由」「すべての宗教を尊重する」「非宗教性の原理の導入過程（1905年政教分離法など）」といったことを学習する。人権が獲得されるまでに至った歴史的な流れ、人権宣言や他の法律とともに教えられる。同時に人権は基本権であるが、他者の自由の尊重、他の自由や権利との衝突による制限があることにも言及がある。

「フランスにおける司法」から、統治機構に関する学習がはじまる。まずは司法にかかわる原理（司法権の独立、1958年憲法第64条、恣意的拘禁の禁止、同第66条）について、1789年人権宣言第8、9条（罪刑法定主義、無罪の推定）、といったことが教えられる。つづいて司法の組織について、様々な裁判所の種類（民事、刑事、少年裁判所など）についての説明がある。少年裁判所のところでは、1989年子どもの権利条約第12条（意見表明権）も登場する。

第4学年「市民、共和国、民主主義」では、まず市民（citoyen）、市民性

(citoyenneté) に関する学習からはじまる。政治的市民性に関して、1789年人権宣言第3条「あらゆる主権の淵源は国民にある。」、第6条「法律は一般意思の表明である。すべての市民は個人として、あるいは代表者を通してその形成に参加する権利を有する。」が登場する。「共和国」についての学習では、フランス共和国が採用している原理と価値について、1958年憲法前文「フランス人民は…人権及び国民主権の原理に対する愛着を厳粛に宣言する。」、第1条「フランスは不可分、非宗教的、民主的、社会的な共和国である。」といったことが登場する。共和国の採用する国民主権の原理について学習する。共和国の象徴についての教育としては、1958年憲法第2条「国章は青、白、赤の三色旗である。国歌はラ・マルセイエーズである。共和国の標語は自由、平等、友愛である。」も出てくる。ただし、ラ・マルセイエーズの歌詞を問題視する教科書もあり、無批判に教えられているということではない。⁽³⁾「民主主義」に関しては、自由の保障ということから1789年人権宣言第16条「権利の保障、権力の分立が規定されないいかなる社会も憲法を持つものではない。」が登場する。自由の保障、権力の分立、政治的多元主義といった内容について教えられる。

「共和国の権力と組織」では、国会、立法、執行、地方公共団体についての学習である。まず1958年憲法が「共和国の権力と組織」を規定するものとして位置づけられている。「執行権」については、1958年憲法第5条以下の規定にある大統領と首相の地位、権限などについて学習するが、条文の文言は中心的な位置を占めない。「立法権」では国会が実際にどのような機能を果たしているかについて、図示を中心に学習する。それによって国民議会、元老院の議席数、議員の所属政党別人数、立法過程、普通選挙といったことを学ぶ。そこでは、1958年憲法（第4章、第5章は国会、国会と政府との関係にあてられている、国会の構成、会期などを詳細に定めている）の条文はほとんど登場しない。「地方自治体」に関して、地方自治体の種類（地域、県、市町村）、1982年以降の地方分権法などが登場するが、ここでも憲法の条文は直接登場しない。

「政治的・社会的市民性」では、1958年憲法第3条「国の主権は人民に属し、人民はその代表者を通して及び人民投票によって、主権を行使する。」「人民のいかなる部分も、いかなる個人も、主権の行使を自分のものとすることはできない。」「選挙は憲法に規定される条件で直接または間接で行われる。選挙は普通、平等、秘密である。」といった選挙権についての学習、そして選挙制度について国政、地方議会選挙について政党や結社の実態を踏まえたうえで学習する。

「防衛と平和」では、防衛にかかわる憲法の条文が登場する。第15条「共和国大統領は軍隊の長である」、第35条「宣戦は、国会によって承認される」などである。ここでは、軍隊に関する共和国の組織の図示、軍隊の役割などが中心である。平和に関しては、国連の組織（安全保障理事会など）についてや、国連を通しての平和の維持、国際連帯・協力（発展途上国の援助など）などについて学習する。国連憲章も登場する。

フランスの憲法教育における特色について、以下の点が挙げられる。

第一には、憲法教育が価値教育と結びついていることである。1958年憲法第1条で「フランスは不可分、非宗教的、民主的、社会的な共和国」と述べられているが、憲法が採用している近代立憲主義の価値体系について教えることと連動している。意見の多様性（pluralisme）を前提とする民主主義、ということがフランス共和国の採用する前提となっていることや、フランスは非宗教的（ライック）な国家であること、国家と教会は分離するという制度を採用していること、などが教えられる。

第二には、フランスの公民科教育課程の配列は、既に述べてきたように憲法の条文の順序とはまったく関係なしに行われていることである。

第三には、憲法は各大単元で、1789年人権宣言や、世界人権宣言の条文、他の法律（例えば1905年政教分離法などの）と結びつけて教えられていることである。フランスの公民教育においては、現行憲法は一つのテキストという位置づけである。憲法についてのみを一箇所ですべて教えるのではない。

第四には、人権教育が日常生活との結びつきを持っていることである。中

学生にとって最も身近な権利である「教育を受ける権利」からスタートし、「人権」についての学習を社会における位置づけと結びつけて教えていることがある。人権教育も価値教育と結びつけられる。例えば、「平等」ということも、共和国の採用する価値を教える、といったことと結びついている。「平等」は個人と国家との関係において適用されるものにとどまらず、日常生活において「差別の禁止」といったことにまで結びつけられる。「連帯」については、憲法の社会保障に関する規定についての学習のみならず、「日常生活における連帯」と結びつけられる。共和国の採用する価値は日常生活にも及ぶものとして位置づけられている。人権についての学習は「他者の人権を尊重する」「他者の意見の自由や私生活の自由を尊重する」といった道徳教育の役割も兼ねている。

第五には、統治機構についての学習はその機能についての学習を中心としていることである。憲法の条文は直接登場しないことさえある。憲法の定めている原理・原則、諸機構・制度の役割についての学習が中心となっている。

3 フランスの憲法教育の評価方法

フランスの中学では、前期中等教育修了証（Diplôme national de brevet）のための試験をうけることが、2005年教育基本法（フィヨン法）⁽⁴⁾によって従来は任意であったのが必修となった。

ここでは、その試験問題例として、2004年のアミアン県などで出題されたものを見てみよう。⁽⁵⁾

文書1

フランスにおける普通選挙に向けての闘い

1789年 人及び市民の権利宣言は以下のように表明した。

「あらゆる主権の根源は、本来的に国民にある。」

「人は自由であり権利において平等なものとして生まれ、生存する」

1791年 納税の制限による第一回選挙投票

1848年 納税していないすべての市民が投票できる。それは男子普通選挙であった。

1944年 女性が投票できる。普通選挙となった。

1974年 成年が18歳に引き下げられる。

文書2 第五共和政憲法より抜粋

第3条 国の主権は人民に属し、人民は代表者によって、人民投票という方法によって行使する。人民のいかなる部分も、いかなる個人も自分のために行使してはならない。

選挙は憲法に規定される条件に従って、直接又は間接に行われる。それは常に、普通、平等、秘密である。

民事上、政治上の権利を有するすべての成年フランス国民の男女は、法律の規定する条件に従って、選挙人である。

法律は選挙によって選出される議員、公職の男女の平等なアクセスを促進する。

第88条の3

相互性の保留のもとに、また1992年2月7日に署名された欧州連合条約によって定められた方式に従って、市町村会選挙の選挙権、被選挙権はフランスに居住する欧州連合の市民に与えることができる。これらの市民は市町村長、助役の職務を行使することはできず、上院の選挙人指名、上院議員選挙に参加することはできない

文書3a

国会議員選挙の第一回投票の棄権率

年	棄権率
1978	16.7%
1981	29.2%
1986	21.6%
1988	33.9%
1993	30.7%
1997	31.5%
2002	39.7%

文書3b なぜ投票するか？

どうして我々の民主主義の不可欠な要素を無視するのか？ 投票は民主主義の過程にとってきわめて重要な行程である。

政治の信用をなくしかねない言説や行動は別の権力への道を開く。そこで第一の関心事は人を制度の中央に必然的におかないこととなる。

それゆえ、議員は、投票者の3分の1でなく51%とともに議員であることが重要である。逆に議員は自分たちの価値と自分のかかわる社会の計画を明確に表明しなければならない。

再び政治に意味を与えようではないか。同意を与えるために投票せよ。あるいは我々の参加を尊重しない者に懲罰を与えるために投票せよ。

問い

- 1 普通選挙がゆっくりと徐々に獲得されたことを示しなさい。
- 2 第五共和憲法がいかなる投票権も認めていない人の範疇を2つあげなさい。
- 3 「棄権」という語を定義したのちに、ここ25年の間の棄権率がどうなってきたかを示しなさい。
- 4 文書の著者による、投票に行くことが重要である論拠を2つあげなさい。
- 5 文書から得られる情報とあなたの知識とあなたの選ぶ例から出発して、15行ほどの論拠付けられた文を書きなさい。まず第一に、普通選挙が長い闘いの結果であり、民主主義の基礎であることについて、次にあなたの意見では多くの市民が投票に行かないときに民主主義は危機になるかについて。

フランスの憲法にかかわる試験に関する特色については次のことがいえよう。第一には、試験をうける時点での知識の有無よりは、憲法に関する資料（文書）を読み取る能力が重視されていることである。「問い」では文書からいかに的確に情報を読み取り、それを利用することができるかが問われる。

第二には、憲法の条文は「人及び市民の権利宣言」などとともに一つの資料という位置づけにあり、憲法社会学的にデータなどさまざまな情報を組み合わせることで出題が行われることである。

第三には、評価に論述形式（15行ほど）が含まれており、中学のときから論拠づけられた文章を書き上げることが要求されていることである。論理的

に一貫した文章を書き上げる力が求められる。

4 おわりに

日本の中学社会科（公民的分野）の学習指導要領には「日本国憲法の基本的な考え方を中心に理解させるようにし、条文解釈に深入りしないように留意すること⁽⁶⁾」と書かれているが、中学教科書における政治教育が憲法の条文の順序で、条文の文言を中心に教えられて傾向にあることと比較すると、フランスの公民教育における憲法の位置づけは大きく異なるといえよう。今後、日仏ともに予定されている中学教育課程の改訂動向などにも注目していきたい。

〔注〕

- (1) Ministère de l'éducation nationale, *Histoire-Géographie-Éducation Civique Programmes et Accompagnement*, CNDP, 2001.
- (2) *Éducation civique 6e, 5e, 4e, 3e*, Hachette, 2000, 2001, 2002, 2003.
- (3) *Éducation civique 3e*, Magnard, 2003, pp. 8-9. では、ラ・マルセイエーズがサッカーのフランスカップ決勝戦で「口笛でかき消された（侮辱された）」事件を紹介し、「あなたにとって、ラ・マルセイエーズが口笛でかき消されたことは重大なことですか。」などと問いかけている。共和国の象徴を尊重することを義務付けているわけではない。
- (4) フィヨン法に関して邦語文献としては、文部科学省『フランスの教育基本法』国立印刷局、2007年、参照。
- (5) *Annabrevet sujets et corrigés 2006, Histoire Géographie Éducation civique*, Hatier, 2005, pp.134-138.
- (6) 文部科学省『中学校学習指導要領（平成10年12月）解説 社会編』大阪書籍、2004年、p. 196.

〔参考文献〕

- ・大津尚志「フランスのコレージュにおける公民教科書分析」（『公民教育研究』第10号、2003年、pp.67-77）

- ・ 大津尚志「フランスの初等・中等学校における法教育」（江口勇治編『世界の法教育』現代人文社，2003年，pp.96-111.）
- ・ 初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集』三省堂，2006年
- ・ 中村義孝編訳『フランス憲法史集成』法律文化社，2003年
- ・ 三浦信孝編著『来るべき〈民主主義〉』藤原書店，2003年
- ・ レジス・ドゥブレ，樋口陽一，三浦信孝，水林章『思想としての〈共和国〉』みすず書房，2006年